

○学生生活に関する規則

第1条 本則この規則は、國學院大學(以下「本学」という。)に在学する全ての学生にこれを適用する。

第2条 学生の入学の際、所定の身上調書を提出しなければならない。

第2条第3条 学生は、学生証の交付を受けて必ずこれを携帯し、本学教職員の要求があったときはいつでも提示しなければならない。

第3条第4条 学生は、毎年度始めに在籍確認シールの交付を受け、学生証にこれを貼付しなくてはならない。

第4条 学生証は、貸与又は譲渡してはならない。

2 学生証は、改変してはならない。

第5条 学生証は卒業、退学、除籍の場合、ただちに返還しなければならない。

第6条 学生証を紛失した場合は、ただちに届け出なければならない。紛失理由が正当と認められる場合に限り再交付する。

第7条 学生は毎年本学施行の健康診断を受けなければならない。

第8条 学生が団体を結成しようとするときは、会員名簿その他所定の書類を添えて団体結成届を提出して承認を受けなければならない。

2 団体を継続しようとするときは、毎年5月末日までに会員名簿を添えて団体継続届を提出しなければならない。

第8条第9条 学生が本学の名において学内学外を問わず集会、宣伝、募金、文書の印刷をしようとするときは、3日前までに届け出て承認を受けなければならない。

第9条第10条 学生が個人又は集団で、本学の名において学外で警察署の許可を要する演説、宣伝行為、示威行為等を行おうとするときは、所轄警察署の許可を受ける前に本学の許可を受けなければならない。

第10条第11条 学生が大学本学の施設内において文書の掲示、配布その他、学生一般を対象とする行為をしようとするときは、その前日までに願い出て許可を受けなければならない。

2 学生が「國學院大學」又はその略称を、学内学外に配布する出版物に使用するときは、あらかじめ届け出て承認を受けなければならない。

第11条第12条 学生の集団活動及び個人の行為が本学の名誉を傷つけ、本学の秩序を乱し又は本学学生の本分に反するおそれがあると認めるときはこれを禁止する。

第12条第13条 本則この規則に触れ、又は指示に従わないときは、教授会の議を経て処分することがある。

第13条 この規則の改廃は、学生部委員会及び全学教授会の議を経て、学長が行う。

第14条 本則は、平成13年4月1日より実施する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。